

労働災害防止対策のさらなる取り組みの徹底について

管内の休業4日以上労働災害の発生状況は、9月末日現在の速報値で、前年同時期に比べて24件(12.7%)増加し、事故の型別では、転倒・墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、激突され、切れ・こすれの順で多く発生しています。労働災害の増加に歯止めをかけるため、次の労働災害防止対策の実施状況を確認し、未実施のものは早期に実施するなど、各事業場において、さらなる労働災害防止の取り組みをお願いします。

○ 転倒防止に関すること

- ・作業場や通路の段差、凸凹、傾斜、狹隘、暗所、水濡れなどを点検し、転倒防止措置を講じている。
- ・通路の通行区分の明示、荷や送台車等の置場所の指定、整理・整頓を行い、通行の障害となる物の除去など安全な通路を確保している。
- ・作業に適した履物・服装・装備品の配備・着用状況、両手で荷物を抱え歩行している等の不安全な行動の有無を確認している。

○ 墜落・転落災害防止に関すること

- ・中二階の端、足場、建築中の躯体等の開口部に手すり、防網を設置するなど墜落防止措置を講じている。
- ・階段は、幅・踏面・蹴上を適正な寸法とし、手すり・滑止めを設けるなど安全に昇降できる構造となっている。
- ・ハシゴ、脚立、踏み台は、適正な構造のものを正しく使用させている。
- ・高所作業を行うときは、ヘルメット等の保護具や安全带等の墜落防止装備の着用、使用を徹底している。

○ はさまれ・巻き込まれ災害防止に関すること

- ・動力機械等の可動部分ではさまれ・巻き込まれのおそれのある箇所(以下、「危険箇所」という。)に囲い、覆い、接近を禁止するための柵を設けるなど防護措置を講じている。
- ・作業の性質上、機械設備等上記の防護措置の実施が困難な場合は、危険箇所への身体の一部が侵入したことを検知し、運転を停止する適正な安全装置や非常停止スイッチなどを設けている。
- ・ボール盤、丸のこ盤など巻き込まれるおそれがある機械等を使用する時は手袋の着用を禁止している。
- ・機械設備の点検・掃除・給油・調節作業を行う時は、必ず運転を停止し、操作部に「点検中」の表示を行う等、他の労働者が不意に運転操作することがないように措置を講じている。

○ 激突、激突され災害防止に関すること

- ・フォークリフト、バックホー、クレーンなどの走行・旋回範囲や自動搬送台車、トラバースナーなどの可動範囲への人の立入を禁止している。(監視員を配置している場合を除く。)
- ・車両系荷役・建設機械、クレーン等の定期自主検査、作業前点検等を確実に実施し、記録を保存している。また、検査・点検等で異常が認められたものは、直ちに補修を行っている。
- ・車両系荷役・建設機械、クレーンの運転業務等で資格等が必要な業務は、有資格者に従事させている。

○ 切れ・こすれ災害の防止に関すること

- ・食品加工用機械、木材加工用機械等の機械で刃部との接触のおそれのある箇所に囲い、覆い等が設け、また、その囲い、覆いを取り外したときは運転を停止する機構を設けている。
- ・包丁、カッターナイフ等の刃物を用いる作業は、安全作業マニュアル等を作成し、周知徹底している。

平成25年における主要な業種別労働災害発生状況(9月末現在)

業種別	平成25年 (速報値)	前年同時期	増減数	増減率	構成率
全産業	213 (2)	189	24 (2)	12.7%	100.0%
製造業	75 (1)	82	-7 (1)	-8.5%	35.2%
食料品	7	12	-5	-41.7%	3.3%
パルプ等	5	7	-2	-28.6%	2.3%
窯業土石	31 (1)	24	7 (1)	29.2%	14.6%
機械金属等	18	27	-9	-33.3%	8.5%
建設業	36 (1)	24	12 (1)	50.0%	16.9%
土木工事	10	6	4	66.7%	4.7%
建築工事	18 (1)	13	5 (1)	38.5%	8.5%
運送業	15	19	-4	-21.1%	7.0%
陸上貨物	15	17	-2	-11.8%	7.0%
商業等	77	58	19	32.8%	36.2%
小売業	18	10	8	80.0%	8.5%
社会福祉	8	8	0	0.0%	3.8%
飲食店	8	1	7	700.0%	3.8%
ゴルフ場	17	14	3	21.4%	8.0%

※ この統計は、労働者死傷病報告により報告があった休業4日以上の死傷災害を集計したものです。
 ※ カッコ書きの数値は、死亡者の内数です。

災害事例

災害発生概要		加工物を押さえていた手指を巻き込まれて負傷する									
業種	製造業	職種	機械工	年齢	10代	性別	男	災害程度	休業見込み 2カ月	経験	5カ月
発生状況	製品を動力機械にて加工する作業中、加工物を機械内にセットし、固定した後も手指で押さえたままで、起動操作を行ったため、下降してきた可動部に指先を巻き込まれた。										
	事故の型	落下、飛来			起因物	荷姿の物					
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・動力機械の可動範囲に手指を入れたままで、起動操作を行ったこと。 ・動力機械の可動範囲に手指が入っているにもかかわらず、可動部が下降してきたこと。 										
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・動力機械の可動範囲等のはさまれる又は巻き込まれるおそれがある箇所には身体の一部が入らないような構造にする。 ・作業の性質上、動力機械の可動範囲に手などの身体の一部を入れる必要がある場合は、可動範囲に身体の一部が入っていることを検知し、機械が停止する安全装置等を設ける。 ・作業を安全に行うための作業手順書等を作成して、関係労働者に周知徹底する。 										

災害発生概要		ローラーコンベアの上で作業中に足を滑らせて墜落する									
業種	運送業	職種	仕分	年齢	40代	性別	女	災害程度	休業見込み 2カ月	経験	4年
発生状況	ローラーコンベア上を流れて来る商品の検品作業のため、ローラーコンベアの上に乗る、個数を確認していたところ、足を滑らせ、その際にローラーコンベアのガードに足が引っ掛かり、頭部から墜落した。										
	事故の型	墜落・転落			起因物	コンベア					
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ・ローラーコンベアの上に乗る、足元が不安定な場所で作業を行っていたこと。 										
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・作業を行うときは、安定した足場を確保して行う。 ・やむを得ず足元が不安定な場所で作業を行う必要が生じたときは、手すり等の体を支持できる設備等を設け、墜落・転落、転倒を防止する措置を講ずる。 ・労働者の安全意識の高揚を図るため、労働災害の発生を契機とした安全教育を実施する。 										